写

本年6月には、こうした普通交付税制度の狭間にある本市の状況をお伝えするため、総務省に要望活動を行ったところでございます。

今後も、人口減少や物価高騰などの社会情勢の変化等にも的確に対応しながらも、本市の未来へつながる公共事業等の投資的経費もしっかり確保して、将来にわたって持続可能な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小原昌子議員　お答えをいただき、交付税の有無にかかわらず、安定的な財政運営を進めていく必要があるとの認識であり、今後も社会情勢の変化等にも的確に対応しながらも、投資的経費もしっかりと確保し、将来にわたって持続可能な財政運営を進めていく、また6月に総務省に要望活動を行ったことも確認いたしました。要望活動により総務省のお考えをお聞きすることができたと思いますし、直ちに国へ要望されたことは評価したいと思います。

総務省が公表した令和8年度普通交付税算定のポイントについて、詳細な内容が公表されています。また、7月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2026も公表されておりますので、しっかりと分析を行っていただきたいと思います。

今後も国・県の動向をしっかりと注視し、本市における将来にわたって持続可能な財政運営に努めていただくことを期待し、私の一般質問を終わります。

○松崎正尚議長　次に、諸井菜々子議員。

〔諸井菜々子議員登壇〕

○諸井菜々子議員　新しい豊橋の諸井菜々子です。通告に従い、一問一答で、大きく3点お伺いいたします。

まず、大きい1、八町小学校イマージョン教育コースの入級についてです。

八町小学校におけるイマージョン教育は、英語を用いて学校生活や授業を行い、英語のコミュニケーション能力を長所として生かし、グローバル社会で活躍することができる子どもを育成することを狙いとして行われており、本年度で7年目を迎え、その認知度も向上してきたところであります。

ここ数年では、定員に対し2倍から2.5倍程度の倍率で推移していると伺っており、その人気ぶりがうかがえます。

今回はイマージョン教育の内容そのものについてではなく、この八町小学校イマージョン教育コースへの入級に当たり、市民の方から運用上の課題を御指摘いただきましたので、質問することといたします。

まず、入級対象者については市内在住であることをはじめ、幾つか条件があります。そして、定員については一般枠23名、帰国子女枠3名であり、一般枠のうち八町小学校区優先枠が設けられております。八町小学校区優先枠に応募できる家庭については、この優先枠と一般枠の2回、入級に際して抽せんの機会を得られます。

つまり、八町小学校区優先枠対象者は、その他一般枠の対象者よりもチャンスが2倍になる分、入級できる確率が高くなるのですが、市民の方より、この八町小学校区優先枠に申し込んで2回の抽せん機会を得るために、募集要項を逆手に取ったグレーなことをしている家庭があるようだという趣旨の苦情をいただき、イマージョン教育コースにおける八町小学校区優先枠の在り方について思うところがありましたので、以下質問いたします。

(1)イマージョン教育コースにおける、八町小学校区優先枠の募集人数と選考方法について

次に、大きい2、3歳児健康診査における視覚検査についてです。

子どもの目の機能は、生後から3歳までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにほぼ完成します。ところが、この時期に視力の成長を妨げる要因があると、視力の発達が停止し、十分な視力が得られません。これを弱視と言い、約50人に1人程度と言われております。

弱視には様々な原因がありますが、網膜へのピントがずれている屈折異常、特に強い遠視や乱視が原因となっていることが多いとされております。

現在、我が国では自治体の3歳児健診で子どもの視力が順調に発達しているか確認し、弱視の発見に努めており、視力検査に加え屈折検査を併用することで、弱視の発見の向上が図られているところであります。

3歳児健診においては、家庭でのランドルト環による検査を実施してから臨むものでありますけれども、このランドルト環による検査が発達の状況により難

しい場合があります。実際に、ある保護者の方からいただいた御意見で、視力検査がうまくできなかったが、健診会場での屈折検査機器による判定では異常なしとの診断を受け、そのときは安心した。しかし、就学前健診で視力の異常を指摘され、眼科を受診したところ、遠視性弱視であるということが判明したというケースがありました。

屈折検査機器は、重篤な屈折異常をあぶり出す上で極めて有用です。しかし、機器の判定基準値を下回る軽微な遠視であっても、早産児の場合など、視覚機能の未熟さから弱視に至ってしまうケースが存在します。こうした擦り抜けによって子どもの目の健康を損なわないために、そして子どもを誰一人取り残さないという課題意識から、以下、具体的な状況と今後の取組について質問いたします。

(1)3歳児健康診査における視覚検査の運用とフォロー体制についてです。

続きまして、大きい3、本市におけるＡＩを活用した業務プロセス再構築（ＢＰＲ）及び証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）についてです。

近年、生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の進化は目覚ましく、社会のあらゆる場面で急速な変革が進んでいます。人口減少と少子高齢化が加速し、自治体職員の成り手不足やリソース制約が深刻化する中、行政サービスを維持・向上させ、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に応えていくためには、デジタル技術やＡＩの戦略的な活用が欠かせません。

しかしながら、デジタル技術を単に既存のやり方に上乗せするだけでは真の改革にはつながりません。ＢＰＲ、ＥＢＰＭは、いずれもＡＩが登場する以前から行政運営の効率化・高度化を語る上で重要とされてきた考え方であります。ＢＰＲは、既存の業務の進め方を前提にせず、目的に立ち返って手順そのものを組み立て直すという考え方であり、ＥＢＰＭは、勘や経験だけに頼らず、データという根拠に基づいて政策を組み立てていくという考え方です。

しかし、生成ＡＩをはじめとする技術の急速な進展により、この二つの取組は今、新たな局面を迎えていると感じています。業務プロセスの見直しやデータに基づく政策判断は、ＡＩという手段を得たことで、これまでとは違うスピードと精度で実現できる可能性が生まれており、本市としても今、整理すべき好機であると考えております。

本市は令和5年3月に行政デジタル化方針を策定し、本年3月に改訂を行っているところであり、詳細な進捗等につきましては決算特別委員会等の場でも確認してまいりたいと考えておりますが、本日はその手前にあるより本質的な部分を中心に伺いたいと考えております。

現場では、本件に係る課題も方向性も相当程度共有されているのではないかという印象を持っております。その上で、それを実行に移すための土台が十分に整っているかどうかを確認してまいりたいと考えております。

そこで、(1)ＢＰＲの推進とＡＩ活用の認識について

(2)ＥＢＰＭにおける生成ＡＩの活用について

以上、1回目の質問といたします。

○石川和志教育部長　大きな1、八町小学校イマージョン教育コースの入級についての(1)イマージョン教育コースにおける、八町小学校区優先枠の募集人数と選考方法についてです。

八町小学校区優先枠は5名分設けており、希望人数が募集人数を超過した場合は抽せんで決定しております。

以上です。

○種井直樹健康部長　大きな2、3歳児健康診査における視覚検査についての(1)3歳児健康診査における視覚検査の運用とフォロー体制についてです。

3歳児健康診査受診の際には、事前に各家庭におきまして、視力に関するアンケートの記入、それからランドルト環による検査、これは丸の切れ目を片目で確認する検査になります。これをお願いしております。

健診会場では、全員を対象に屈折検査機器による測定を実施し、家庭でのアンケート結果や視力検査、この結果も含めて健診当日に眼科医が診察した上で、総合的に精密検査の要否や経過観察の判断を行っているところでございます。

精密検査が必要な場合は、紹介状をお渡しし、市内眼科医療機関への受診を御案内しております。受診結果は、精密検査実施医療機関からこども保健課へ御報告をいただいております。

以上です。

○広地　学総務部長　大きな3、本市におけるＡＩを

活用した業務プロセス再構築（ＢＰＲ）及び証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）についての(1)ＢＰＲの推進とＡＩ活用の認識についてでございます。

本市では現在、豊橋市行政デジタル化方針に基づき、ＢＰＲの実践を通じた職員デジタル人材育成の取組を進めております。

国の自治体デジタル・トランスフォーメーション、ＤＸのことですが、推進計画におきまして、ＢＰＲの徹底が自治体ＤＸの前提と位置づけられております。本市におきましても、デジタル技術の活用により市民サービスの向上や業務の効率化、質の向上を一層推進していくためには、業務プロセスそのものを見直すＢＰＲが不可欠であると認識しております。このため、本年3月の豊橋市行政デジタル化方針の改訂に合わせ、方針の中にＢＰＲを明確に位置づけております。

現状におきましては、生成ＡＩやＲＰＡ等の活用により、一部の業務において時間削減などの効果が見られる一方で、業務フロー全体の抜本的な見直しや全庁的な横展開には課題も残されていると認識しております。

今後は、これまで推進してきた取組をさらに加速させ、複雑化する行政課題に対し、限りある職員体制で適切に対応していくため、ＡＩ等の先進技術を活用し、デジタル化と業務プロセスの見直しを一体的かつ組織的に進めてまいります。

続いて、(2)ＥＢＰＭにおける生成ＡＩの活用についてでございます

本市では、これまでも証拠に基づく政策立案、いわゆるＥＢＰＭに取り組んできたところでございます。しかし、現時点における生成ＡＩの活用は文書の作成や要約といった業務の補助が中心であり、生成ＡＩの強みである優れたデータ分析力を生かし切れていないのが現状でございます。

今後は政策立案に生成ＡＩを活用していくことが効果的であると認識しておりますが、そのためには職員がデータと生成ＡＩを効果的に組み合わせ活用できる環境の整備や、生成ＡＩがＥＢＰＭに有用であることについての職員の理解促進など、取り組むべき課題があるものと認識しております。

以上です。

○諸井菜々子議員　それぞれお答えいただきましたので、ここからは一問一答で続けさせていただきます。

まず、大きい1の(1)です。

1回目の御答弁をいただきまして、これは市のホームページにもありまして、既知の事実であるということかと思います。

続けて2回目として、八町小学校区優先枠を5枠設けている理由についてお伺いします。

○石川和志教育部長　イマージョン教育コースは、八町小学校内に開設をしたコースであります。そのため、もともと指定校の八町小学校に通う児童には、可能な限りイマージョン教育を受ける機会を保障することを目的に優先枠を設けております。

以上です。

○諸井菜々子議員　2回目お答えいただきまして、八町小学校に通う児童に対する機会の保障が目的ということでありまして、一見そのとおりだなというように思うところではあります。でも、私としては優先枠という考え方自体にこのたび疑問を感じたわけであるのですが、おっしゃっている理屈が正当化できるのは、定員の一部を八町校区枠として確保することまでだと考えます。

つまり、優先枠で抽せんを落選しても、一般枠に再挑戦できるという、二重の当選機会を正当化する理屈にはなっていないように思います。機会の保証であれば、優先枠内で完結させれば十分なはずで、外れた場合にもう一度一般枠に参加できる仕組みは、単なる保証を超えた上乗せの優遇ではないかとも、この間、様々な方の意見を聞いて思うところであります。

また、八町小でイマージョン教育コースを開設するから、優先枠を5枠確保ということについてなのですけれども、その交渉過程が今のお答えの中ではないので分かりませんけれども、例えば、校区内に何らかの不都合な、みんながあまりあってほしくないなと思うような施設ができるような際には、その代わりに何らかの利益というか便益を提供するといったことはあり得るかと思います。

ですが、イマージョン教育は誰もが欲しがる便益のほうでありまして、その便益の集中を追認するための優先枠は性質が逆だと思いますが、次に進みます。

3回目として、八町小学校区優先枠の入級条件のう

ち、八町小学校区在住の条件が本年度入学者より変更されていると認識しておりますが、その理由についてお伺いします。

○石川和志教育部長　昨年度入学者までは、入級要項において、入級申込時に既に八町小学校区に住居している世帯としておりました。本年度入学者より、その条件を申込年度の4月1日時点において、八町小学校区に住民票があるとともに、居住している世帯と変更をしております。

変更の理由につきましては、指定校の八町小学校区に通う児童に対する優先枠であるため、その条件をより明確に示すためであります。

以上です。

○諸井菜々子議員　お答えいただきまして、昨年度までは入級申込時に既に居住している世帯だった条件を、本年度から申込年度の4月1日の時点での住民票があって、かつ居住している世帯に変更したとのことであったと思います。

条件をより明確に示すためという御説明でしたけれども、これ裏を返せばといいますか、従来の条件、直前の居住と住民票があることでは、直前に住民票を移すことで、優先枠を取得できる余地があったことを認識されていて、そのため要件を厳しくしたのかなと推察するところでありますけれども、あくまで私の推察ですので、次の4回目に入るのですけれども、入級条件に住民票があることと居住していることがあるわけなのですけれども、おおむねイマージョン教育コースへの応募は9月です。住民票は入級申込前の4月1日時点まで遡って確認することができるとして、同時点での居住の実態はどのように確認するのかをお伺いします。

○石川和志教育部長　条件については入級要項に明示してあり、申込みの時点で住居実態があるものとして捉えております。必要に応じて、入級申込みから一次抽せんまでの期間に家庭訪問を行い、居住実態の確認をする場合もございます。

以上です。

○諸井菜々子議員　今回、冒頭でお伝えした八町小学校区優先枠に申し込み、2回の抽せん機会を得るために募集要項を逆手に取ったグレーなことをしている家庭が把握しているかということは直接お伺いしませんし、家庭訪問を行っていらっしゃるということで、それにまつわる御苦労、様々おありかと思います。

しかし、指摘させていただきたいのは、要件を4月1日時点に厳格化したところで、結局、居住の確認は申込時点でしかしようがありません。水道料金や電気料金の提出を求められる、我々市議会議員の選挙の居住実態への疑義に対する調査みたいなことができるのであれば話は別なのですが、そもそもそんなことをする権限もないと思いますので、実質遡った、実際に住んでいることの確認は不可能です。

さらに、申込みの時点で居住実態があるものとして捉えているとおっしゃいますけれども、それでは条件を4月1日時点で住民票があり、かつ居住している世帯としている意味が全くないのじゃないかなというようにも思います。

これ、なぜかというと、結局は八町小学校区優先枠に応募できる条件が整うと抽せんが2回できるということと、結局は切り離せない問題だというように考えております。となれば、優先枠の在り方そのものを見直すべきであるというように考えております。

このイマージョン教育コースは、他校と比べてかなりリソースを割いておりまして、内容そのものは英語力の向上に資するものであると思っておりますし、他校の生徒にも何とか恩恵をという取組が行われていることは重々承知しておりますけれども、とはいえ、そもそも公教育における公平性という点では、幾分か疑問があるというように考えているところです。

その点については、全市から児童を受け付けていますよと、応募してくださった御家庭には抽せんを行っていますよということで、ある種公平性を担保しているという答弁が過去にはあったように記憶しております。

公平性を担保する方向を模索するのであれば、全て一般枠という形でよくて、そうすれば優先枠をめぐる不透明さみたいなところもなくなるのではないかというように考えます。

公教育は誰のためのものであるのかいま一度考えていただき、八町小学校区優先枠の在り方については議論の余地があると考えることをお伝えして、大きい1については終わります。

次に、大きい2の(1)についてです。